

◆ネーミングライツパートナー募集に係る主なQ&A

分 類	No	質 問	回 答	備考(更新日)
ネーミングライツについて	1	ネーミングライツの導入目的は？	公共施設の維持管理等に係る財源確保、施設を利用する市民へのサービス向上、企業のPRや社会貢献活動の機会確保等を目的として導入をするものであり、民間企業とのパートナーシップにより各施設を盛り上げていきたいと考えています。	-
	2	パートナーになることで、どういったことが可能となるのか？	施設愛称の命名のみならず、市が発行するパンフレットやホームページへ愛称が掲載されるとともに、施設敷地内にある看板へ愛称の表示変更等が可能となります。	-
	3	パートナーになることのメリットは？	企業名や商品名等を冠した愛称の施設となれば、一過性の高い広告掲出よりも長期間にわたって企業名称などのPRが可能となります。 また、パートナーからのネーミングライツ料は公共施設の維持、機能向上に使われるため、社会貢献活動として周知いただくことができます。	-
	4	高知市において、現時点でネーミングライツ導入施設は何施設あるのか？	全部で21施設導入されております(令和7年10月31日時点)。導入施設の詳細は下記ホームページからご覧ください。 https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/177/naming-partner-kettei3.html	-
ネーミングライツ料について	5	ネーミングライツ料はどのようにして決まるのか？	愛称名や希望するネーミングライツ料を記載のうえ応募していただき、パートナーに選定された際には応募時のネーミングライツ料希望価格が年間のネーミングライツ料となります。	-
	6	最低希望金額とは何か？	応募対象施設ごとに利用者数や広告価値、本市や他自治体における類似事例などを考慮の上、設定した金額となります。	-
	7	最低希望金額以下での応募は可能なのか？	応募は可能です。ただし、ネーミングライツ料の応募金額は募集要項5(2)にあるとおり審査項目となっており、応募金額が高い応募者の配点が高くなります。	-
	8	付帯提案とは何か？	応募者からの公共施設等の維持管理や清掃などのサービスや資材提供に係る提案となります。 付帯提案は任意となっていますが、その提案内容は募集要項5(2)の審査項目の一部となっており、加点対象となっております。	-
愛称付与の条件	9	どんな愛称を命名しても良いのか？	募集要項2(4)に記載しているとおり、施設等の設置目的や親しみやすさ、市民の理解が得られるものとなり、公序良俗に反するもの等は愛称として使用することができません(詳細は募集要項をご確認ください) また、すでに公募で決定してある名称を愛称の一部に残すなど付与名称の条件を設定している対象施設もありますので、応募の際は【別紙2】募集対象施設の概要(二次募集)の「特記事項」等を必ずご確認ください。	-

◆ネーミングライツパートナー募集に係る主なQ&A

分 類	No	質 問	回 答	備考(更新日)
契約期間	10	1年間の応募ということはできないのか？ また、2年8か月以上の応募はできないのか？	頻繁な愛称変更は市民の混乱を招く可能性があることなどを考慮して、原則として2年8か月(一部の施設は2年2か月)としており、1年間の応募はできません。また、2年8か月以上の応募はできませんが、パートナー契約の更新によりそれ以上のネーミングライツが可能となっています。なお、募集要項7(2)に記載しているとおり、契約の期間終了後は、次回の当該施設への優先応募権を持つものとしております。	-
愛称掲示場所等及び費用負担等	11	看板等の追加設置はできるのか？	募集要項2(7)ア(イ)に記載のとおり施設所管課等との相談により、承認が得られた場合は可能となります。	-
	12	看板等の表示変更にあたっては何か制限があるのか？	募集要項2(7)ア(ウ)に記載のとおり、高知市屋外広告物条例等の関係法令に則って行う必要があります。また、変更前には表示内容を市に提示し、確認を受ける必要があります。	-
	13	看板等に商品写真や会社紹介の広告を併記して良いのか？	募集要項2(7)ア(エ)に記載のとおり、看板に表示可能なのは愛称のみであり、広告の表示はできません。	-
	14	看板等の表示変更費用はパートナーが負担するのか？	募集要項7(7)ウに記載のとおり、パートナーの負担となります。また、契約期間終了後の原状回復に係る費用も同様となります。	-
応募資格	15	応募はだれでもできるのか？	法人であれば応募は可能となります。ただし、ギャンブルや消費者金融を営んでいる者、市税を滞納している者などは応募対象外としております。詳細は募集要項3の応募資格をご確認ください。	-
	16	高知県外の企業だが、応募は可能なのか？	高知市内、市外、県外を問わず応募は可能となります。	-
申込方法	17	複数施設へのパートナー申込みは可能か？	応募は可能です。ただし、2施設以上に申込みする場合は、募集要項4(1)の提出書類を申込施設ごとに提出してください。	-

◆ネーミングライツパートナー募集に係る主なQ&A

分 類	No	質 問	回 答	備考(更新日)
選定方法等	18	愛称及びパートナー選定や複数の応募者から提案のあった場合の選定方法は？	市が設置したネーミングライツパートナー選定委員会において、提案された愛称・契約金額・提案事項を総合的に判断して、契約候補者を選定します。審査項目及び審査内容は募集要項5(2)に記載のとおりとなります。 契約候補者として選定された者の提案された愛称を使用することとなります。	-
	19	応募状況の途中経過や応募者名、提案内容は公表されるのか？	募集対象施設毎の応募状況の途中経過、パートナー以外の応募者名、提案内容については公表しません。 なお、パートナー契約締結後はパートナーの名称、施設の愛称、契約金額、契約期間等の内容は公表します。また、選定委員会での採点結果(総得点)をパートナー以外の応募者を匿名としたうえで、市のホームページにて公表します。	-
実施スケジュール	20	パートナー選定から愛称使用開始まではどのようなスケジュールが予定されているか。	募集要項6の実施スケジュールに記載のとおりです。なお、施設看板等の表示変更については、令和8年1月上旬の契約締結後から愛称使用開始までに準備の上、令和8年2月2日以降の予定となります。	-
ネーミングライツ料の支払	21	令和7年度は令和8年2月から3月までの2か月となるが、ネーミングライツ料の支払はどうか？	令和7年度については提案のあった年額のネーミングライツ料の6分の1(2か月分)に相当する金額を、契約締結後の20日以内に一括でお支払いただきます。	-
契約の解除等	22	パートナーの都合で契約の中途解除はできるのか？	原則、契約期間の満了までは解除できません。ただし、募集要項9に記載のとおりネーミングライツ料の納付がない場合やパートナーの社会的および経済的信用が著しく失墜する事由が発生したときは、市の判断で契約を解除できることとします。その場合、既に納付されたネーミングライツ料は返還いたしません。	-
その他	23	今回の募集は13施設だが、今後新しい施設でのネーミングライツパートナー募集予定はあるか。	今回の募集施設での愛称決定状況、ネーミングライツ導入を希望する各所管施設状況に応じて、今後も定期的(年1回程度)に募集していきたいと考えています。	-